

平成28年5月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年5月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成28年5月12日(木)午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 報告第9号 教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 5 議案第4号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第5号 市川市立塩浜学園を学校運営協議会を置く学校に指定することについて
議案第6号 市川市立塩浜学園学校運営協議会委員の任命について
議案第7号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第8号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第9号 平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第10号 平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
議案第11号 平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
 - 6 報告第10号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第9号 教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 2 議案第4号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第5号 市川市立塩浜学園を学校運営協議会を置く学校に指定することについて
議案第6号 市川市立塩浜学園学校運営協議会委員の任命について

- 議案第7号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 議案第8号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 議案第9号 平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
 議案第10号 平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
 議案第11号 平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
- 3 報告第10号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
- 4 その他 (1) 平成28年度中学生海外派遣事業について
 (2) ライフカウンセラー設置事業について

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江
委員	平田 史郎
委員	鈴木 みゆき

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
生涯学習部次長	松本 雅貴
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	川野 修一
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治

義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀	久幸
指導課長	黒木	政継
保健体育課長	佐藤	伸雄
教育センター所長	新田	司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
〃	副主幹	高井	裕美子
〃	副主幹	岡田	靖弘
〃	主 任	大島	裕美
〃	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成28年5月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、同法第13条第2項の規定により平成27年4月定例教育委員会において職務代理者として、五十嵐委員を指名しておりますが念のため、職務代理者に事故があるとき又は欠けたときに教育長の職務を代理する者として、新たに小林委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案8件、報告2件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第9号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」、議案第10号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」、議案第11号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。また、報告第10号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」ですが、同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、鈴木委員を指名いたします。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。それでは、五十嵐委員、お願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、「報告」に入ります。報告第9号「教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」説明をお願いいたします。

○教育長

それでは私のほうから、報告第9号についてご説明いたします。平成27年4月1日付けで法律が改正され、教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、教育委員会への報告が義務付けられましたので、教育委員会が行う点検及び評価に関わる議案第4号の審議に入る前に、私から、平成27年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。報告の方法ですが、お手元の資料、検証改善サイクル（PDCAサイクル）、A4一枚です。お手元にございますでしょうか。それをご覧下さい。これは、第2期市川市教育振興基本計画の抜粋でございますが、現在構築しておりますPDCAサイクルの流れに沿ったかたちで今回の報告も実施させていただきますと考えております。そこで、今回の定例教育委員会におきまして、議案第4号の別冊1「教育委員会点検・評価報告書案」、それをお示しすることで、その報告に替えさせていただくものです。なお、昨年度の状況を大まかに申し上げます。まず、重点事業ですが、別冊1の3ページ、大きな2番の「重点事業進捗一覧」をご覧ください。平成27年度、19項目の重点事業の進捗は、Aにつきましては、顕著な効果を見られたものを指しますが、11項目、Bは、効果が見られたという内容でございますが、8項目でありました。平成26年度の重点事業の進捗評価は、同じく19項目のうち、Aが8項目、Bが11項目でしたので、26年度に比べて昨年は良好な結果となっております。次に、第2期計画の施策の評価です。別冊1の4ページをご覧ください。大きな3番の「評価結果一覧」をご覧ください。5ページにわたって、27年度の評価をまとめております。41項目の施策の評価は、この○は、施策の実現が図られてきているということですが、これが36項目。この▲は、図られてきているとはいえないという資料でございます。これが5項目でありました。この点について、26年度の施策の評価結果は、○が34項目、▲が7項目でしたので、こちらも26年度に比べて、昨年は良好な結果となっております。個々の施策について、いくつか説明をさせていただきます。33ページ「1-4-4防災教育の推進」をご覧ください。この施策は、26年度でも「課題あり」と評価をいただきました。先月も熊本が大きな地震に見舞われておりますことから、セーフティスクールプランの作成と活用を推進し、すべての児童生徒が災害発生時に必要な知識を身に付け、適切な行動を取ることができるよう、今後も施策の実現を図ってまいりたいと考えております。また、56ページ「2-3-1地域を支える人材の育成と地域活動を支援するシステムの充実」や12ページ「1-1-3道徳教育の充実」のように、重点事業の進捗がよく、各指標も改善が図られてきている施策については、引き続き施策の実現が図られるよう、努めてまいります。私からの報告は、以上でございます。なお、報告の詳細は、次の議案のところの、議案第4号についてご審議をいただく際に、担当課から改めてご説明させていただくこととなっております。ご承知くださ

い。私からは以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告第9号を終了いたします。続きまして、「議案」に入ります。議案第4号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。それでは、議案第4号「市川市教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。その前に恐縮ですが、差替と若干の訂正がございます。議案第4号の別冊1「教育委員会点検・評価報告書(案)」の71ページについて、「1. 現状と課題」の説明の一番最後の語尾の部分が一部見えなくなっておりましたので、A4の差し替えを1枚ご用意しております。そちらの方に、差し替えをお願いいたします。続きまして、こちらは誤植ということで、同じく別冊1の94ページをお願いいたします。重点課題の進捗評価「A」とありますが、正しくは「B」でございますので、訂正をお願いいたします。これに伴いまして、同じく別冊1の3ページ「2 重点事業進捗一覧」、こちらの一番下の施策「3-5-1」、こちらが「A」になっております。こちらの評価も「B」に訂正をお願いいたします。なお、先ほどの教育長の説明につきましては、直ったかたちでの数字となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上でございます。それでは、議事日程の2ページをお願いいたします。まず、今回、教育振興審議会に諮問いたします理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項は、「毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定しております。本市は、この規定に基づき、平成27年度におきましても教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、本年4月より教育委員会事務局内の点検・評価を進めてきたところでございます。なお、この点検・評価につきましては、同法第26条第2項におきまして、さらに、「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されております。したがって、この規定に基づきまして、学識経験者の知見の活用を図るため、今回、「市川市教育振興審議会」の意見を求める必要がございます。このことから、同審議会に諮問するものでございます。それでは、議事日程の3ページ、「諮問書」をお願いいたします。諮問書の宛先に前会長のお名前が入っておりますが、次の審議会で会長が改めて選任される予定ですので、実際の諮問書は、新しい会長名で諮問させていただくような形になります。諮問の内容は、教育委員会が

行いました点検・評価結果について、「市川市教育振興審議会」の意見を求めるものでございます。続きまして、諮問資料の別冊1「教育委員会点検・評価報告書(案)」につきまして、ご説明いたします。本報告書(案)は、教育委員会事務局による点検・評価の結果を集約したものでございます。本日は、教育委員の皆様にご報告書(案)についてご審議いただき、修正すべき点について、この会議中に修正を行いまして、「教育委員会報告書(案)」としてまとめていただきますようお願いいたします。それでは、教育委員会事務局における点検・評価の結果をご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。まず1つ目といたしまして、昨年度に引き続き、第2期市川市教育振興基本計画についての点検・評価となります。第2期市川市教育振興基本計画の第5章「計画の推進」には、検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践といたしまして、毎年度、成果指標を用いて施策を評価し、施策の改善につなげていくと記載されております。2期計画では、41の施策がその対象となっております。また、昨年度より、実施事業につきましては、特に優先すべきものは、重点事業として19の事業を公表しております。その点検も実施しております。3ページの「2重点事業進捗一覧」、「3評価結果一覧」の説明については、先ほど教育長からご説明がありましたので、割愛させていただきます。それでは、点検・評価の結果についての本日の説明方法を申し上げます。本日は、時間も限られておりますので、事務局点検の際に、重点事業の進捗は全てA又はBの評価でしたので詳細な説明は省かせていただきます。次に、評価結果の説明は、施策の実現が、▲「図られてきているとはいえない」この施策についてご説明させていただきます。それ以外の施策等については、ご説明を省略させていただきます。なお、委員の皆様には、基本的方向の「1子どもの姿」、「2家庭・学校・地域の姿」、「3市川の教育の姿」ごと、その3つの施策ごとに、ご説明させていただいた後に、事務局の点検・評価結果について、適当か否か、ご審議いただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず「基本的方向1子どもの姿」についてご説明いたします。まず、報告書(案)の32ページをお願いいたします。「1-4-3キャリア教育の推進」でございます。1. 施策の現状・課題、2. 対応の欄をお願いいたします。「施策の実現が図られてきているとはいえない。学習内容をキャリア教育の視点で捉え直すことが課題である」。対応につきまして、「小中の連携を促進し、体験活動を含め、発達段階に応じて系統的に学習内容を整理し、キャリア形成の支援に努める」といたしました。これは、指標1の「将来、自分がなりたい職業や、やりたい仕事がある」と回答する児童生徒の割合が、今年度は78%となり、前年度の79%より1ポイント減少したことを受けたものでございます。「基本的方向1子どもの姿」についてのご説明は以上でございます。なお、先ほど申し上げましたが、それ以外の施策、▲以外の施策につきましては、ご説明は、

省略させていただきました。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質疑はございませんか。全部終わってから質問してもいいですよ。

○教育政策課長

はい。

○五十嵐委員

続いて、「基本的方向2家庭・学校・地域の姿」についてお願いいたします。

○教育政策課長

続きまして、「基本的方向2家庭・学校・地域の姿」についてご説明いたします。まず、45ページ、46ページの「2-2-1教職員の指導力の向上」でございます。46ページの1. 施策の現状・課題、2. 対応をご覧ください。「施策の実現が図られてきているとはいえない。教職員の多様なニーズに応える研修を設定することが課題である」。その対応といたしまして、「教職員のニーズに応えるため、希望研修の割合を増やすなどの事業の見直しに努める」といたしました。これは、45ページに記載されてあります、指標1「市教育委員会が行う研修の内容や時期、場所などがニーズに応えたものである」と回答する教職員の割合が、今年度は74%となり、前年度の76%より2ポイント減少したことなどを受けたものでございます。続きまして、52ページの「2-2-4教職員が子どもと向き合う時間の拡大」です。これも同じく、1. 施策の現状・課題、2. 対応をご覧ください。「施策の実現が図られてきているとはいえない。教職員の多忙化解消に向けて、多忙化解消検討委員会において効果的な取り組みを検討する必要がある」。その対応といたしまして、「関連事業の更なる充実に努め、併せて教職員の意識改革・啓発に努める」といたしました。これは、指標1「子どもとじっくり向き合うことができていると思う」と回答する教職員の割合が、今年度は70%となり、前年度の72%より2ポイント減少したことを受けたものでございます。「基本的方向2家庭・学校・地域の姿」の▲についてのご説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。はい、小林委員。

○小林委員

ちょっと、お聞きしたいのですが、1-4-3については、1ポイント下がったために評価が悪いということでしたけれども、例えば、1-5-2の外国語教育・国際理解教育の推進というところは、成果目標というところで、38ページですが、平成26年度は93%、平成27年度は89%と数字が出ておまして、これでも評価は○という結論なのでしょうか。1ポイント下がったから▲なのか、93%から89%になっても○なのか、そ

の辺りの違いを教えてください。

○教育政策課長

私の方からご説明させていただきます。

○五十嵐委員

はい、よろしく願いいたします。

○教育政策課長

今回の評価のやり方としましては、重点事業が「A」または「B」かということと、成果指標がどうか、これはパーセントが下がっているかどうかということで、大きく2つあるのですけれども、それと併せまして、平成26年度、平成27年度の比較なのですけれども、平成25年度からの経年の比較も併せてさせていただいております。先ほどご説明いたしました、▲の部分で、1-4-3のキャリア教育の推進というところで、確かに、平成26年度が7.9%で、平成27年度が7.8%と、1ポイントの減なのですけれども、平成25年度が8.0%ということで、各年下がっているのです、平成26年度につきましても、課題があるということで指摘させていただいておりますが、今年度も同じかたちで下がっているということで、今回▲という評価といたしました。それからもう一点、1-5-2の外国語教育・国際理解教育の推進では、平成25年度の数字より平成26年度の数字が上がっており、今年度は4ポイント下がっておりますが、パーセント自体は90%前後ということで、高い数字になっているということもございまして、概ね適切に出来ているという評価をさせていただきました。そういったかたちで、例えば他に課題で今日的ないじめの問題があったり、また、前の年度との比較で、評価させていただいているところでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございます。よろしいでしょうか。中身で評価しているということですね。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。続いて、3の方に進みます。

○教育政策課長

それでは、「基本的方向3市川の教育の姿」についてご説明いたします。まず、70ページから72ページ「3-2-2子どもや保護者を支援する体制の充実」でございます。71ページの1. 施策の現状・課題、2. 対応をご覧ください。「施策の実現が図られてきているとはいえない。小学校の不登校児童の出現率が上昇していることから、発達段階に応じた支援のあり方が課題である」。その対応といたしまして、関連事業の充実を図るとともに、関係部署・関係機関との情報共有を密にし、早い段階からの不登校対策に取り組む」といたしました。これにつきましては、70ページに記載されている指標1「不登校児童生徒の出現率」のうち小学校について、今年度は0.46%となり、前年度の0.42%より0.04ポイント増加したことを受けたものでございま

す。続いて、78ページ、79ページ「3-3-3学校の危機管理体制の充実」でございませう。79ページの1. 施策の現状・課題、2. 対応をお願いいたします。「施策の実現が図られてきていないとはいえない。引き続き、全ての学校で、より積極的かつ計画的に取り組むことが課題である」。その対応といたしまして、「継続的に安全に関する活動・取り組みができるよう学校の指導・支援に努める」といたしました。これは、78ページの指標1の学校数が伸びずに横ばいであることを受けたものでございませう。「基本的方向3市川の教育の姿」についてのご説明は、以上でございませう。宜しくをお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、通して何かご質問ございませうでしょうか。今の、3-3-3学校の危機管理体制の充実と、1-4-4防災教育推進は共通しているということでしょうか。セーフティスクールプランということが、うまく計画をたてて実施が行われていないということが、1-4-4も3-3-3学校の危機管理体制の充実も同じことなのかなと思っておりますが、それで22項目がうまく活用していないとっているのですけれども、その辺の計画実施を検討するということが評価になっているのですが、そこは、厳密に厳しくやらないと学校の子どもの安全は守れないということに繋がるのですね。その割には、56校中2校なので、心配だったり、その辺の兼ね合いがわかりませう。

○教育政策課長

私の方から、このふたつの関連ということでご説明させていただきます。まず、3-3-3学校の危機管理体制の充実ということで、成果指標が、セーフティスクールプランにおける安全教育・安全管理・組織的活動の中の22の取り組みを、すべて、積極的かつ計画的に実施している学校数ということで、結果的に56校中2校ということで、低い数値になっているのですけれども、理由といたしまして、成果指標の設問の中に、取り組みを全て積極的かつ計画的にというところがあり、前の1-4-4のところでは、実際のセーフティスクールプランに基づきまして実施は行っているのですけれども、積極的かつ計画的という部分で自己評価のかたちになるので、学校の先生の方で、積極的かつ計画的というところで、まだ100%ではないのではというところで自己評価を下げた部分があるのではないかと思われませう。実際には、1-4-4のところでは、63%の学校がすべての項目を実施することができたという結果になっておりますが、そこはどうかということはあるのですが、ただ、学校の危機管理体制の充実というところで、やはり100%を目指していくのがよいのではないかということで、あえて、この部分は56校中2校なんですけれども、目標としては56校中の10校ということになっているのですが、この目標を目指すべきではないかということで、辛めの数字をつけさせていただいたものでございませう。以上でございませう。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その辺、注釈しておいた方がいいのではないのでしょうか。昨年も2校ですし、今年も2校ですし。対応のところも、学校の指導・支援に努めるとなっているので、できればもう少し具体的に対応を講じた方がいいのではないのでしょうか。厳しくしてもいいのですが、子どもが安全安心に学校生活を送れないとその方が困るので、その辺が気になりました。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。もうひとついいのでしょうか。先ほど教育長が道徳教育の充実のところ、進捗状況Aとありましたが、その下に、学校におけるいじめの認知件数とありますが、これは多い方がいいのですね。それぞれ、きめ細やかに子どもたちを見て、小さなことでも気がつくようになって、成果指標があがってきている、そういう意味で認知件数が多い方がいいのか。そういうものを成果指標としてよいのでしょうか。疑問に思いました。

○指導課長

はい、指導課長でございます。認知件数が多いということは、非常にいいことだと思いますが、それだけ、いじめの件数も多いということになります。そういう意味では、無い方がいいわけで、その年によって違うということも、その認知件数が多ければ、いじめの件数が多かったということととらえてよろしいのではないかと思います。また、80ページに記載があります「いじめの解消率」では、97パーセントと出ておりますように、それについては、認知件数に対して、解消がなされているということで、非常に効果があったととらえております。以上でございます。

○五十嵐委員

評価とは関係ないのですが、適応指導教室は、各中学校で校内に適応指導教室が置いてある学校というのは、市内の全中学校でしょうか。

○指導課長

はい。適応指導教室は市内の全中学校にございます。

○五十嵐委員

小学校はあるのでしょうか。

○指導課長

小学校には、適応指導教室はございませんが、そのかわりにゆとりぎ相談員の方がおりますので、そちらの方で対応させていただいております。

○五十嵐委員

中学校だけが、適応指導教室と呼んでいるということですね。

○指導課長

はい。そうでございます。

○五十嵐委員

ここには書くわけにはいかないのですよね。市でやっていることなので、

各中学校に適応指導教室が置いてあるということは書かなくていいのですね。余分なことを言いました。ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

それでは、全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第5号「市川市立塩浜学園を学校運営協議会を置く学校に指定することについて」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第5号「市川市立塩浜学園を学校運営協議会を置く学校に指定することについて」ご説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。まず、市川市立塩浜学園を「学校運営協議会を置く学校に指定する」根拠についてご説明いたします。塩浜学園は、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」第3条「学校運営協議会の指定」にある「学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善又は生徒等の健全育成に取り組むことのできる」状況にあると認められます。また、昨年度は、コミュニティ・スクールの推進への取り組みの一環といたしまして運営委員会を設置し、学校と家庭・地域が協働して学校づくりを進める体制を整備して参りました。このことから指定によって、「学校と家庭・地域が協働して学校づくりを進める」学校運営体制が整い、安定して学校運営を進められると思われれます。次に6ページをお願いいたします。今後、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校と地域の双方向の関係づくりの推進を図ることが有効であると学校長からご意見をいただいております。このような考えのもと、学校と地域住民及び保護者の方との協議の結果、学校運営協議会の設置が適切であるとのご意見もいただいております。以上のことから、コミュニティ・スクールの推進を図るため、学校運営協議会の設置が適当であると考えております。以上、市川市立塩浜学園を学校運営協議会を置く学校に指定することについてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますか。よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第6号「市川市立塩浜学園学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第6号「市川市立塩浜学園学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。本案は、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に基づき、「学校運営協議会」を設置するにあたり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。それでは、今回任命を予定しております委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。資料の8ページをお願いいたします。委員につきましては、規則の第5条の規定により、①指定学校に係る地域住民、②指定学校に係る保護者、③学識経験を有する者、④指定学校の校長、⑤指定学校の教職員、⑥その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が任命することとされております。そのため、学校長のご推薦をもとに、学校と教育委員会が協議を重ね、任命の予定者をあげさせていただきました。まず、「指定学校に係る地域住民」といたしましては、地元の自治会長ほか地域団体の役員の方9名、「指定学校に係る保護者」といたしましては、塩浜学園PTAの方2名、「学識経験を有する者」といたしましては、聖徳大学副学長ほか2名、そして、「指定学校の校長」と、「指定学校の教職員」といたしましては塩浜学園副校長、以上、15名を協議会委員に任命するものでございます。なお、任期は、議決をいただいた翌日5月13日からとなります。以上、市川市立塩浜学園学校運営協議会委員の任命についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、議案第7号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。議案第7号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。議事日程の9ページをご

覧ください。学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校での修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として奨学資金制度を実施しておりますが、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、奨学生の選考等について、ご審議いただいているところでございます。委員の構成につきましては、市川市奨学資金条例施行規則第12条により、第1号委員、私立学校関係者1名、第2号委員、公立高等学校関係者1名、第3号委員、市立中学校関係者1名、第4号委員、PTA連絡協議会関係者1名、第5号委員、民生委員児童委員協議会関係者2名、第6号委員、学識経験者2名、合計8名で構成すると規定しております。議事日程10ページをご覧ください。そのうち、第2号委員である公立高等学校関係者、及び、第3号委員である市立中学校関係者の2名が、昨年度を持って退任されたことから、新たな委員の委嘱について提案させていただくものでございます。そこで、それぞれの団体に対しまして、奨学資金制度の趣旨を理解し選考にご協力いただける方の推薦を依頼いたしましたところ、第2号委員の公立高等学校関係者につきましては、千葉県立行徳高等学校校長村瀬繁義氏を、第3号委員の市立中学校関係者につきましては、市川市立第八中学校校長大嶋章一氏の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第3項の規定により、前任者の残任期間であります平成29年11月30日までとなっております。以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第8号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第8号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。資料は議事日程の12ページから13ページでございます。提案の理由でございますが、委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条および第4条で定めるように、専門医師6名、学識経験者3名、特別支援教育関係者4名の合計13名を新たに委嘱するものでございます。昨年度から引き続き委嘱する方が8名、今年度より新規委嘱する方が5名となっております。なお、女性委員は13名中5名で、その割合は、約38%となっております。以上でございます。よろしくご審議の

程お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。それでは、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、「その他」に入ります。「(1)平成28年度中学生海外派遣事業について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議事日程の14ページをご覧ください。平成28年度中学生海外派遣事業について、毎年、夏休み期間中に実施しております中学生海外派遣事業につきまして、日程が決まりましたので、内容と併せてご説明いたします。今年度の中学生海外派遣事業も、市内公立各中学校から推薦されました16名の生徒を、7月22日金曜日から8月5日金曜日までの15日間派遣する予定です。現在、団長、引率教諭が決定し、派遣生徒の決定事務をすすめております。今後、5月21日土曜日に派遣生徒及び保護者に対し事前説明会を行います。また、6月4日を第1回目として毎週土曜日に事前研修会を計7回実施し、ドイツに関する知識や語学の学習、現地で発表する課題制作等を行ってまいります。派遣中は、ドイツの生徒の家庭にホームステイすることにより、直にドイツ文化に触れ、現地学校への訪問、ローゼンハイム市長への表敬訪問、日本文化の紹介など今後の生徒の成長にとって、貴重な体験であるものと考えております。詳細につきましては、次回の定例教育委員会で報告させていただきます。なお、平成27年度中学生海外派遣報告書が整いましたので、ご覧ください。お配りした青い冊子でございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。続いて、「(2)ライフカウンセラー設置事業について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。4月の定例教育委員会で、ご質問いただきました市川市のライフカウンセラー設置事業の開始年度につきまして、お答え申し上げます。市川市の事業開始年度は、お手元の資料にありますとおり、平成7年度に浦安市に先駆け、小学校6名、中学校4名で始まり、平成11年度には、小中学校全校配置となっております。浦安市の事業開始年度は、平成9年度で、全校配置は、平成17年度からとなっております。以上で

ざいます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。はい、小林委員。

○小林委員

説明ありがとうございました。よく分かりました。それから、ひとつよろしいでしょうか。ライフカウンセラー設置事業で、ライフカウンセラーがこれだけいるということでしょうか。

○五十嵐委員

ライフカウンセラーがこれだけと、小学校はゆとりろぎ相談員がいるということですね。

○指導課長

ご説明いたします。ライフカウンセラー設置事業というのは、小林委員がおっしゃるのは、県で配置されておりますスクールカウンセラーと同じことなのですが、その方々を市川市で雇用しておりますので、市川市ではライフカウンセラーと呼んでおります。それを中学校に16名配置しております。小学校には、心理療法士ではないのですが、地域の方々に、非常に子どもたちに愛着をもっている方々を各学校に1名ずつ配置して、子どもたちの悩み等を聞いていただく事業でございます。それが、ライフカウンセラー設置事業でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

○教育長

それではこれより、議案第9号、議案第10号及び第11号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、教育政策室長、指導課長、教育総務課長以外の方はご退席いただきたいと思っております。また、議案第11号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私と五十嵐委員は、一旦退席いたします。よろしく願いいたします。それでは、ここで議案第11号の議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、小林委員を指名いたします。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人及び指定職員以外退席】

○教育総務課長

皆様退席いたしましたので、五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、議事を再開いたします。議案第9号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。宜しく願いいたします。議案第9号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」ご説明申し上げます。お手元の別冊議案資料の1ページから9ページをご覧ください。教科書の採択につきましてその権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会でございます。採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部の教科書につきましては「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められております。採択に当たっては「市もしくは郡の地域又はこれらの区域をあわせた地域」を採択地区として設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択するものとなっております。この教科用図書採択地区につきましては、千葉県教育委員会により市川市は浦安市との2市による葛南西部採択地区が設定されております。採択地区協議会は地区内の教育委員会が同一の教科書を採択するための協議を行うために設置し、その規約に関しては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。よって、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第5号に基づき、本日議案として提案するものでございます。なお、本年度は平成29年度使用する教科用図書のうち、特別支援学校及び特別支援学級において使用する教科書の採択を行うものでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。それでは、議案第10号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。宜しく願いいたします。議案第10号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」ご説明を申し上げます。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究報告作成費、事務局費等でございます。この経費は葛南西部採択地区である市川市と浦安市が負担するものとなっております。よって、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第5号に基づ

き、本日議案として提案するものでございます。したがいまして、先に議決いただきました平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案いたします。どうぞ宜しくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。

○教育長

それでは、次に議案第11号に入りますので、私と五十嵐委員は、一旦退席いたします。宜しくお願いいたします。

【田中教育長・五十嵐委員退席】

○教育総務課長

それでは、小林委員、議事の進行をお願いいたします。

○小林委員

それでは、議案第11号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長でございます。宜しくお願いいたします。議案第11号「平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。この協議会では、採択地区内の市町村教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行います。そのため、教育委員会は教育委員会の意向が十分に反映されるように配慮する必要があり、そのために採択地区協議会の委員を選任することとなっております。よって、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第5号に基づき、本日議案として提案するものでございます。したがいまして、先に議決いただきました平成28年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。なお、No. 6の市川市PTA連絡協議会会長は、5月19日の市川市PTA連絡協議会総会で選出される予定ですので、所属・職名のみで提案させていただきます。以上でございます。宜しくお願いいたします。

○小林委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

○指導課長

ありがとうございました。

○小林委員

それでは、指導課からの申し出がございましたので、非公開議案を回収させていただきます。それでは、田中教育長、五十嵐委員に入室させていただきます。

【田中教育長・五十嵐委員入室】

○教育総務課長

それでは、教育長再開をお願いいたします。

○教育長

これより、報告第10号に入りますが、会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部長・次長、教育政策室長、教育総務課長以外の方は退席してください。また義務教育課長・学校安全安心対策担当室長は、ご着席ください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

○教育総務課長

五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、議事を再開いたします。報告第10号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」ご説明をお願いいたします。

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、そのままお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

これもちまして、平成28年5月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時10分閉会)